

介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて

1. 運營業務委託仕様書抜粋

介護予防支援業務担当件数の上限

三職種に介護予防支援業務等を担当させる場合には、委託業務の実施に支障が生じないようにするため、原則 1 人あたり 1 月 20 件を上限とする。（ただし、経過措置として平成 30 年度（2018 年度）は 40 件、平成 31 年度（2019 年度）は 30 件を上限とする。）

なお、総合相談支援業務等において三職種が介護予防支援業務等を担当することが効果的な支援につながる等、やむを得ず上限を超える場合については、事前に今後の対応方針を示した上で本市と協議を行うこと。ただし、事前協議を行わなかった場合や、長期間に渡り何ら状況の改善が見られない場合については、上限を超えた件数分の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費を委託料より減額する場合がある。

2. 令和元年度（2019年度）実績（2月調査）

27センターの内、7センター（約26%）上限件数を超過（2～10件超過）

	中央	東	西	南	北	計
センター数	6	5	5	6	5	27
うち 件数が超過した センター数	4	1	1	1	0	7
割合	67%	20%	20%	17%	0%	26%

3. 担当件数の上限を超過した主な理由（超過した7センターと協議）

・再委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー不足・・・7／7センター

「ケアマネジャー退職による人員減少で再委託分の返却があった」

「人員減少で再委託は受けないという回答があった。」等

・ささえりあ事務所内のケアマネジャー不足・・・5／7センター

「ケアマネジャーの求人（ハローワーク、有料の求人業者）を行うも採用に至らない。」等

・再委託先の居宅介護支援事業所の方針・・・3／7センター

「法人の方針で介護予防支援費等の再委託は受けない」と断られる。」等

（参考）居宅介護支援事業所が再委託を受けない要因（各センター聴き取りより）

- ・介護予防支援費等の作成は手間がかかる一方、報酬単位が低い（主要要因）。
- ・ケアマネジャーの成り手不足（報酬が低い、負担が大きい等）

(参考) 単位数の比較

	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援費
対象者	要支援者（１・２）	要介護者（１～５）
単位数	431 単位 ① ①は②の４割程度	区分（Ⅰ）４０件まで 要介護１・２：１,０５７単位 ② 要介護３～５：１,３７３単位
主な 作成者	地域包括支援センター ただし、居宅介護支援事業所に委託 することも可能。	居宅介護支援事業所

４．令和元年度（２０１９年度）委託料の対応

事務局としては、介護予防支援業務等を居宅介護支援事業所に再委託することが困難となっている実情や、上限を超過している状況は長期間には及んでいないため、**センター運營業務委託料の減額は行わないこと**としたい。なお、各センターには引き続き、ケアマネジャーの求人等の対応策を講じ、介護予防支援業務担当件数が上限内となるよう努めるよう求めている。

５．市としての今後の方針

他の政令指定都市等とともに国への要望を継続する。

「介護保険制度運営に関する要望書」(令和元年７月大都市介護保険担当課長会議とりまとめ)
居宅介護支援と介護予防支援の業務内容を比較すると、プラン作成に要するコストは大差ない一方で、介護予防支援の基本報酬は居宅介護支援の半分以上という現状であり、コストに見合わないことを理由に受託を断わる居宅介護支援事業者が増加している。

このままでは、要支援者に対するケアマネジメントの担い手が確保できなくなることから、コストに見合った適正な報酬体系への改正を行うなど、地域包括支援センターやプラン作成を受託する居宅介護支援事業所の確保のための方策を実施すること。

一方、国の社会保障審議会介護保険部会においても、次期介護保険制度の見直しに関して、ケアマネジャーの処遇改善や、介護予防ケアマネジメント業務の外部委託を行いやすい環境の整備として介護報酬上の対応についても検討が必要と示されている。

る。

来年度予定している第8期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらっプラン）（令和3～5年度（2021～2023年度））策定において、国の動向を踏まえ対応を検討していく。